

福祉サービス内容評価基準ガイドライン

(保育所版)

内部評価実施日

令和7年3月31日

実施者

所長 湯田 幸二 (湯田)

A-1 子どもの発達援助

1-(1) 発達援助の基本

A-1-(1)-① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。

【判断基準】

- ① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。
- ② 保育計画は、保育の基本方針に基づき作成されているが、地域の実態や保護者の意向等は考慮されていない。
- ③ 保育計画が、保育の基本方針に基づいていない。

A-1-(1)-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。

【判断基準】

- ① 定期的に指導計画の評価を行い、その結果が次の指導計画に生かされている。
- ② 定期的に指導計画の評価を行っているが、その結果が指導計画に生かされていない。
- ③ 定期的に指導計画の評価を行っていない。

1-(2) 健康管理・食事

A-1-(2)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。

【判断基準】

- ① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。
- ② 健康管理は、マニュアルなどはないが子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。
- ③ 健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施していない。

A-1-(2)-② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。

【判断基準】

- ① 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させている。
- ② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達しているが、保育に反映させていない。
- ③ 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達していない。

A-1-(2)-③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。

【判断基準】

- ① 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させている。
- ② 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達しているが、保育に反映させていない。
- ③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達していない。

A-1-(2)-④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。

【判断基準】

- ① 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。
- b) 感染症発生時に対応できるマニュアルはないが、発生状況を保護者、全職員に通知している。
- c) 感染症発生時に対応できるマニュアルもなく、保護者、全職員に通知していない。

A-1-(2)-⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている。

【判断基準】

- ① 食事を楽しむことができる工夫をしている。
- b) どちらかといえば工夫をしている。
- c) 工夫をしていない。

A-1-(2)-⑥ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。

【判断基準】

- ① 十分に対応している。
- b) どちらかといえば対応している。
- c) 対応していない。

A-1-(2)-⑦ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。

【判断基準】

- ① 十分に連携している。
- b) どちらかといえば、連携している。
- c) 連携していない。

A-1-(2)-⑧ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。

【判断基準】

- ① アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。
- b) -
- c) アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っていない。

1-(3) 保育環境

A-1-(3)-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

【判断基準】

- ① よく整備されている。
- b) どちらかといえば整備されている。
- c) 整備されていない。

A-1-(3)-② 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。

【判断基準】

- ㉠ よい取り組みが行われている。
- b) どちらかといえば取り組みが行われている。
- c) 取り組みが行われていない。

1-(4) 保育内容

A-1-(4)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。

【判断基準】

- ㉠ 子どもをよく受容しようと努めている。
- b) どちらかといえば子どもを受容しようと努めている。
- c) 子どもを受容しようと努めていない。

A-1-(4)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。

【判断基準】

- ㉠ 一人ひとりの子どもの状況に応じてよく対応している。
- b) どちらかといえば対応している。
- c) 対応していない。

A-1-(4)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。

【判断基準】

- ㉠ よく整備されている。
- b) どちらかといえば整備されている。
- c) 整備されていない。

A-1-(4)-④ 身近な自然や社会とかがわれるような取り組みがなされている。

【判断基準】

- ㉠ よく取り組みがなされている。
- b) どちらかといえば取り組みがなされている。
- c) 取り組みがなされていない。

A-1-(4)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。

【判断基準】

- ㉠ よく配慮されている。
- b) どちらかといえば配慮されている。
- c) 配慮されていない。

A-1-(4)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。

【判断基準】

- ㉑ よく配慮されている。
- b) どちらかといえば配慮されている。
- c) 配慮されていない。

A-1-(4)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。

【判断基準】

- ㉑ よく配慮されている。
- b) どちらかといえば配慮されている。
- c) 配慮されていない。

A-1-(4)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。

【判断基準】

- a) よく配慮されている。
- ㉑ どちらかといえば配慮されている。
- c) 配慮されていない。

A-1-(4)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。

【判断基準】

- ㉑ よく配慮されている。
- b) どちらかといえば配慮されている。
- c) 配慮されていない。

A-1-(4)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。

【判断基準】

- ㉑ よく配慮されている。
- b) どちらかといえば配慮されている。
- c) 配慮されていない。

A-1-(4)-⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。

【判断基準】

- a) よく配慮されている。
- ㉒ どちらかといえば配慮されている。
- c) 配慮されていない。

A-2 子育て支援

2-(1) 入所児童の保護者の育児支援

A-2-(1)-① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。

【判断基準】

- ㉠ 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて、別の機会を設けて相談に応じたり個別面談などを行っている。
- b) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行っているが、個別面談などは行っていない。
- c) 一人ひとりの保護者と、子どもについて情報交換を行っていない。

A-2-(1)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。

【判断基準】

- ㉠ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。
- b) -
- c) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じた記録がなされていない。

A-2-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。

【判断基準】

- ㉠ 懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。
- b) 懇談会などの話し合いの場を設けているが、保護者と共通理解を得るための機会を設けていない。
- c) 懇談会などの話し合いの場を設けていない。

A-2-(1)-④ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。

【判断基準】

- ㉠ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。
- b) 虐待などの早期発見に努めているが、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっていない。
- c) 虐待などの早期発見に努めていない。

A-2-(1)-⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。

【判断基準】

- ㉠ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。
- b) —
- c) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っていない。

2-(2) 一時保育

A-2-(2)-① 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。

【判断基準】

- a) 一時保育の内容や方法によく配慮している。
- ☒ b) 一時保育の内容や方法にどちらかといえば配慮している。
- c) 一時保育の内容や方法に配慮していない。

A-3 安全・事故防止

3-(1) 安全・事故防止

A-3-(1)-① 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。

【判断基準】

- ☒ a) 調理場、水周りなどの衛生管理はマニュアルがあり、常に清潔に保つなど適切に実施されている。
- b) 調理場、水周りなどの衛生管理はマニュアルはあるが、適切に実施されていない。
- c) 調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルがない。

A-3-(1)-② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。

【判断基準】

- ① 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員に周知されている。
- ② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルはあるが、全職員には周知されていない。
- ③ 食中毒に関するマニュアルがない。

A-3-(1)-③ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。

【判断基準】

- ① 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。
- ② 事故防止のためのチェックリスト等はないが、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。
- ③ 事故防止に向けた具体的な取組を行っていない。

A-3-(1)-④ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。

【判断基準】

- ① 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。
- ② 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあるが、全職員に周知されていない。
- ③ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがない。

A-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。

【判断基準】

- ① 不審者の侵入時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。
- ② 不審者の侵入時に対応できるマニュアルはあるが、全職員に周知されていない。
- ③ 不審者の侵入時に対応できるマニュアルがない。